

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 19 年 2 月 日見直)

法令名	北海道家畜保健衛生所条例
根拠条項	第4条第1項、第4条の2
許認可等の種類	衛生所施設の利用の許可
法令の定め	<p>○ 獣医師は、家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設を、家畜保健衛生所の業務に支障のない範囲において、知事の許可を受けて利用することができる。</p> <p>○ 家畜保健衛生所の規則で定める家畜の死体の保冷保管施設を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用の許可については、同条例施行規則第2条第2項又は同規則第2条の2第2項に基づき家畜保健衛生所長が許可することと規定されている)</p>
審査基準	<p>○ 家畜保健衛生所の業務に支障のない範囲。</p> <p>○ 家畜の死体は、牛の死体(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定による検査(牛伝達性海綿状脳症に係るものに限る。))の命令を受けたものに限る。)とする。</p>
標準処理期間	<p>総期間 1 日・丹 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 1 日・丹 (各家畜保健衛生所)</p>
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号:)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号: 011-204-5441)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産48

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成19年 2月 日見直)

法令名	北海道家畜保健衛生所条例施行規則		
根拠条項	第3条		
許認可等の種類	病性検定診断の承諾		
法令の定め	<p>(病性検定診断等の申請等)</p> <p>第3条 衛生所において病性検定診断を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第2号様式の申請書を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定により申請があつた場合において、診断を行う必要がないと認めるとき又は行うことができないときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>3 所長は、病性検定診断の結果を別記第3号様式により申請者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の病性検定診断の結果について証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書を所長に提出しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の規定により申請があつたときは、別記第5号様式により交付しなければならない。</p>		
審査基準	家畜保健衛生所長は、申請があつた場合において、診断を行う必要がないと認めるとき又は行うことができないときは、その旨を申請者に通知するものとする。		
標準処理期間	総期間	1 日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	1 日・丹	(各家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産49